**令和７年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

**令和６年７月**

**大　阪　府**

**令和７年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

コストが上昇する中、価格転嫁も進むものの十分ではなく、中小企業の経営環境は厳しい状況が続いています。

このような中、大阪の経済を支える中小企業が困難な局面を乗り越え、持続的に発展するため、新事業展開や事業継続などに取り組んでまいります。

また、2025年大阪・関西万博の成功に向け、大阪の成長を牽引する取組を着実にすすめ、脱炭素社会の実現に資する技術の開発や投資への支援、今年６月末に開業した未来医療国際拠点における再生医療の産業化、ライフサイエンス分野のスタートアップの創出を促進するなど、今後の大阪経済の成長の礎となる産業を育成してまいります。

あわせて、労働力人口が減少する中、若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材の活躍が一層促進できるよう、労働環境の改善や就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取り組んでまいります。

これらの施策の推進に当たっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和７年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**令和６年７月**

**大阪府知事　　　吉 村　洋 文**

**Ⅰ　中小企業等の活力が発揮できる環境づくり**

**１．中小企業の経営安定化等の対策強化 ････････････････････････････････････････････････････････**

**１**

**２．中小企業の事業継続支援 ･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**１**

**３．経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の拡充 ････････････････････････････**

**２**

**４．大規模小売店舗による地域貢献　････････････････････････････････････････････････････････････････**

**２**

**５．商業活性化施策の充実・強化 ･･･････････････････････････････････････････････････････････････････**

**３**

**２**

**６．万博調達への中小企業等の参入促進 ････････････････････････････････････････････････････････**

**２**

**Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進**

**１．健康・医療関連産業の世界的クラスター形成 ･････････････････････････････････････････**

**３**

**２．カーボンニュートラルの実現に寄与するエネルギー分野等の**

**イノベーションの創出 ･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**３**

**３．国が戦略的に推進する重要分野にかかる取組への支援 ･･････････････････････････**

**４**

**４．競争力強化に向けた産業基盤の整備 ･････････････････････････････････････････････････････････**

**４**

**５．中小企業等のグローバル化支援施策の継続・強化 ･･･････････････････････････････････**

**５**

**Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

**１．障がい者雇用の促進　･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**５**

**２. 発達障がいの可能性を有する方等への就業支援の強化 ･････････････････････････**

**６**

**３．誰もが働きやすい労働環境の向上 ･･････････････････････････････････････････････････････････**

**７**

**４．あいりん地域対策の強化 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**８**

**５. ホームレスの方の就労機会の確保・提供 ････････････････････････････････････････････**

**８**

**６. 若年者に対する技能検定制度の見直し ･････････････････････････････････････････････････**

**９**

**７．職業能力開発校における在職者訓練の実施 ･････････････････････････････････････**

**９**

**８．障害者職業能力開発校の老朽化への対応 ･･･････････････････････････････････････････**

**９**

**９. 採用選考におけるいわゆる「ＳＮＳ調査」への対応 ･･････････････････････････････**

**１０**

**Ⅳ　国と地方の適正な役割分担**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管　････････････････････････････････････････････････**

**１０**

**２．運輸事業振興対策の推進 ･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**１０**

# **Ⅰ　中小企業等の活力が発揮できる環境づくり**

大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展のためには、経営の安定化、事業継続への支援が不可欠である。また、万博における調達への参入を促進し、地域の経済を活性化させるため、以下について要望する。

## **１．中小企業の経営安定化等の対策強化**

エネルギー価格や原材料価格等の高騰により、親事業者の経営環境悪化による代金値引きや適正なコスト負担を伴わない納期短縮など「下請かけこみ寺」への相談件数は高止まりの状態で推移している。

こうした中、親事業者からのいわゆる“しわ寄せ”を防止するとともに、できる限り従来の取引関係を維持し優先的に発注を行うよう下請取引の適正化に向けた一層の啓発強化と、相談体制の充実・強化を図ること。

また、業績の回復に向け、事業の再構築に挑戦する中小企業等の取組を支援するため、「事業再構築補助金」を継続・拡充すること。

## **２．中小企業の事業継続支援**

新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間が終了し、元本返済が進む中、物価高騰の影響を受け、引き続き、中小企業の経営環境は厳しい状況にあり、業績が十分回復していない企業では当初約定通りの返済が困難になることも想定される。これらの企業が、資金繰りに支障を来さないよう取り組むことが急務であることから、以下の対策を講じること。

（１）物価高騰等に対する資金繰り支援を継続すること。

（２）「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」について、信用保証料の補助も含め、令和７年度以降も継続して実施すること。

（３）将来の経営改善に向けた即効性のある計画を作成することが困難な企業に対し、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」の保証期間の延長（15年から20年に延長）や資本性劣後ローンを対象とする保証制度及び債権買取機関の創設など、企業の再生につながる制度を検討・実施すること。

（４）「中小企業活性化パッケージ（令和４年３月）」において、過剰な債務を抱えた中小企業の円滑な債務整理に向けた支援策が示され、国から都道府県に対し、「制度融資損失補償条例の改正・整備に関する協力依頼」がなされるなど、事業再生支援だけでなく、「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ等の支援が求められているところだが、国が主導的な立場で進められている取組であることから、全国信用保証協会による損失補償の拡充など、自治体による求償権放棄の承認が不要となる仕組みの導入などを検討し、国の責任において必要な財政措置を講じること。

## **３．経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の拡充**

令和６年３月15日より、「事業者選択型経営者保証非提供制度」「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（保証料補助制度）」が創設され、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進められている。

しかし、現行制度においては、経営者保証を非提供とする場合、一定率の保証料の増額負担が求められることから、中小企業の新たな取組への挑戦や円滑な事業承継を支援する観点から、利用者にとって、より一層の負担軽減が図られるよう、保証料補助制度を令和９年度以降も延長するなど、制度を拡充すること。

## **４．大規模小売店舗による地域貢献**

大阪府では、大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、商業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力に努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

## **５．商業活性化施策の充実・強化**

商店街は住民に身近な商業や地域コミュニティの担い手として、また街路灯や防犯カメラ、アーケード設置等を通じた地域の安心・安全の担い手としても重要な役割を果たしている。しかし、少子高齢化やコロナ禍に続く物価高騰等の影響を受けるなど、厳しい状況に直面している。

これら地域での役割を継続し、地域の持続的発展に資することができるよう、意欲的な取組を進める商店街等に対してソフト・ハード両面での支援策を講じること。

## **６．万博調達への中小企業等の参入促進**

物流における環境負荷軽減にも貢献する、大阪・関西地域の中小企業等から調達するよう、2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し働きかけるとともに、調達の際には大阪府が運用する「万博商談もずやんモール」（大阪府内の中小企業の情報発信、万博関連の発注情報を提供するシステム）を活用するよう、博覧会協会を通じて公式参加者等に促すこと。

# **Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進**

大阪がもつ強みや万博のインパクトを活かしながら、社会実装に向けた取組を加速化させ、イノベーションを生み出すスタートアップの創出や成長産業を育成するために、以下について要望する。

## **健康・医療関連産業の世界的クラスター形成**

**＜創薬スタートアップに対する支援の強化＞**

世界的に新たな医薬品の開発は創薬スタートアップによるものが大半の中、日本の創薬スタートアップが研究開発を行い上市に至った医薬品等は少ない。我が国の創薬力の向上を図るためには、創薬開発において特に大きな課題である資金面の支援を強化する必要がある。

そのため、国内外の民間ファンドによる対スタートアップ投資額の増加及び伴走機能の強化をめざし、海外ベンチャーキャピタルを日本へ誘致し、日本企業への投資を促進するとともに、それらとの交流を通じて国内ベンチャーキャピタルの育成を図ること。また、特に多額の開発資金を要する創薬のスタートアップに対する支援を強化するため、創薬ベンチャーエコシステム強化事業の応募要件を緩和すること。

## **＜関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成＞**

国のバイオ戦略に基づく、「グローバルバイオコミュニティ」の形成に向けた取組は、関西圏においては、産業界を中心としたネットワーク機関の財政面、人材面の負担により進めている。

この取組を持続的・発展的に進められるようネットワーク機関の運営に対する財政支援を行うこと。

## **２．カーボンニュートラルの実現に寄与するエネルギー分野等の イノベーションの創出**

**＜カーボンニュートラル関連産業の振興＞**

2025年大阪・関西万博のレガシーを継承・発展させ、カーボンニュートラルの実現に寄与する以下の措置を図ること。

（１）商用燃料電池車の普及促進

・水素社会推進法を踏まえた「ＦＣＶを集中的に導入する重点地域」の選定においては、国内における中長距離の輸送需要の高さ等を踏まえて地域を選定すること。

・燃料電池バス・トラックの導入促進に必要不可欠な大容量充填能力を有する水素ステーションの導入補助率や運営活動補助の拡大を図ること。

・燃料電池高速バス、燃料電池トラックなどの中・長距離輸送商用車での燃料電池車の実用化に向けた開発を支援すること。

・燃料電池バスや燃料電池フォークリフト等の導入を促進するため、導入補助率の拡大や予算額の拡充等を図ること。

（２）次世代型太陽電池の社会実装の促進

次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池について、軽量で柔軟な特徴を活かした多用途での製品開発を促し、導入拡大や産業競争力強化につなげるため、中堅・中小企業による新たな用途開発に対する支援制度や民間や公共施設での実証への支援制度の創設など、社会実装を強力に促進すること。

**＜「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現＞**

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、バイオプラスチック製品の開発や生産能力の増強に取り組む企業への支援の拡充を図ること。

## **３．国が戦略的に推進する重要分野にかかる取組への支援**

府内における半導体やＡＩ、先端電子部品など、国が戦略的に推進する重要分野に関する事業展開や機能強化に向けた取組は、大阪の成長を牽引することはもとより、我が国の経済発展や経済安全保障にも資することから、これらの企業における不動産取得や設備投資等にかかる費用負担に対して十分な支援を行うこと。

## **４．競争力強化に向けた産業基盤の整備**

**＜堺・泉北臨海工業地域の強靭化＞**

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材等多様な産業が集積し、地域だけでなく我が国の産業競争力を支えるエネルギーの供給拠点として重要な役割を担っている。一方、エネルギー構造の転換や世界的な脱炭素の潮流等に加え、大規模地震や激甚化する自然災害への対応等、コンビナートを取り巻く環境は大きな変化の中、厳しさを増している。このような状況を踏まえ、コンビナートの強靭化の一層効果的な推進に向け、以下の施策を講じること。

（１）民有護岸等のインフラ施設のうち、公共性が高く被災すると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの災害対策について、無利子貸付制度等を継続するとともに一層の支援強化を図ること。

（２）産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の維持保全に併せて行う耐震化を補助対象にするなど支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

## **５．中小企業等のグローバル化支援施策の継続・強化**

　新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。加えて、近年の不安定な国際情勢、脱炭素や人権への配慮など、サプライチェーンに対する様々なリスクへの認識が強まっている。

　こうしたリスクに対応するため、海外生産拠点の新設・増設などに対する財政支援や調達先の複線化の取組に対する支援など、サプライチェーンの多元化・再構築を図る中小企業等に対して継続的な支援を行うこと。

# **Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

大阪の持続的な成長を支える若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が活躍するためには、労働環境の改善や就業支援等を図る必要があることから、以下について要望する。

## **１．障がい者雇用の促進**

いわゆる「障害者雇用促進法」が令和４年12月に改正され、法定雇用率の段階的引上げや除外率の引下げが行われることを踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

**＜現状の把握・分析等＞**

いわゆる「障害者雇用促進法」に基づく障がい者の雇用状況は、各事業主が、その全事業所分をとりまとめて本社所在地において報告するので、各事業所が所在する都道府県での状況把握は困難である。地域の実情に応じた雇用施策を講じることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

**＜法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化＞**

（１）大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。

（２）中小企業の障がい者雇用を促進するため、特定求職者雇用開発助成金について支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

**＜更なる障がい者雇用の拡大に向けた制度の改善・拡充＞**

（１）雇用率制度の対象障がい者の範囲について、先の法改正の付帯決議に付されているとおり、早急に難病患者の取扱いを検討すること。障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者についても制度の対象に追加するとともに、これらの方々を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。

（２）障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長を行うこと。

**＜先進的な取組の導入＞**

（１）大阪府が全国に先駆けて実施している「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」は、労働法規に詳しい手話通訳者２名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、同事業を国の雇用支援制度の一つとして創設すること。

（２）大阪府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

## **２．発達障がいの可能性を有する方等への就業支援の強化**

　発達障がいの可能性がある方など、働きづらさを抱える多様な方々の就職支援については、地域において個々の特性に応じたきめ細かな支援が重要である。

大阪府ではキャリアカウンセリングから、求人企業への職場体験及び就職までを一体化した「伴走サポート付き職場体験マッチングプログラム」等を通じ、就職及び職場定着に取り組んでいる。地方自治体がより充実した就業支援を実施するため、支援体制の拡充や事業運営に必要な財源措置を講じること。

## **３．誰もが働きやすい労働環境の向上**

**＜企業における性的マイノリティの受け入れ促進＞**

いわゆる「ＬＧＢＴ理解増進法」が令和５年６月に施行され、事業主は、理解を深めるための普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置を講ずるように努めるとされた。

企業における性的マイノリティの方に対する理解増進や受け入れ促進を図るため、企業に対する周知啓発や働きやすい職場環境の整備などへの支援を充実すること。

**＜男性育児休業、介護休業の取得促進＞**

職業生活と家庭生活との両立が求められる中、いわゆる「育児・介護休業法」が令和６年５月に改正され、育児や介護等と仕事との両立を後押しする企業の取組がより一層強化された。しかしながら、中小企業においては、育児休業、介護休業の取得による周囲の負担増や代替要員の補充が困難であることなどから導入が進んでいないため、企業における男性育児休業、介護休業の取得を促進するための更なる周知啓発や支援を充実すること。

**＜女性の活躍する労働環境の整備＞**

女性の社会進出が一層進む中、いわゆる「女性活躍推進法」が改正され、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主についても、一般事業主行動計画の策定・届出や女性活躍に関する情報公表が義務付けられた。しかし、中小企業においては、環境整備などの取組が進んでいないことから、更なる周知啓発や助成金の充実等、女性が働きやすい職場づくりに向けた支援を充実すること。

**＜最低賃金の引上げ＞**

国が定める最低賃金については、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じ、継続的に最低賃金の引上げに努めること。

## **４．あいりん地域対策の強化**

**＜「あいりん労働福祉センター」の管理＞**

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、今後、閉鎖した「あいりん労働福祉センター」の解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら、引き続き管理を行うこと。

**＜「新労働施設」の整備＞**

　　　「あいりん労働福祉センター」の耐震対策として、現地建替えを行う「新労働施設」の整備に当たっては、これまでの歴史・経緯を踏まえ、「青空労働市場」の解消等を目的に、国によって設置された寄り場、駐車場など、あいりん地域固有の労働施設に係る機能を維持するためのイニシャルコスト及びランニングコストを国が負担すること。

　　　また、あいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、コロナ禍の影響に伴い、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者等の流入も増加した。また、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者、外国人など多様な就労相談者に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置が求められており、国は、これらの不安定就労者や就労困難者等に関する職業相談、職業紹介及びカウンセリング等を実施するため、新労働施設において、ハローワークコーナーの設置に向けた地方公共団体との「一体的実施事業」を行うこと。

**＜あいりん地域における雇用対策の充実＞**

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取組を充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

## **５．ホームレスの方の就労機会の確保・提供**

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の対象外となっていた敷金、礼金について、今般の法改正により対象となったが、令和７年４月１日の施行に向け実効性のある給付制度となるよう制度構築するとともに、家賃債務保証や緊急連絡先の確保など、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、協力事業所への支援を行い、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

## **６．若年者に対する技能検定制度の見直し**

ＧＸやＤＸなどの新たな潮流により、必要とされるスキルや労働需要が大きく変化している。また、人生100年時代に入り就労期間が長期化する中で、大阪の産業が持続的に成長するためには、生産性及び技術の向上に対応できる高度な技能を習得した若年者の人材の育成が求められている。若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備するため、若年者の受検手数料減免措置の対象年齢等を見直し、そのために必要な財源措置を講じること。

## **７．職業能力開発校における在職者訓練の実施**

　企業の人手不足が深刻化し、経験者や有資格者を採用するのではなく、採用後に資格取得など人材育成を図る企業が増加している。しかし、中小企業では独自で人材育成するための訓練設備もノウハウも人員も乏しい。こうした企業のニーズに対応するため、設備を有する職業能力開発校において、既に実施している在職者向け訓練に加え、新たな制度設計及び必要な財源措置を講じること。

　また、外国人技能実習制度が今後３年以内に育成就労制度へ移行され、技能レベルの高い「特定技能」に移りやすくなることから、職業能力開発校が就労期間が長期化する外国人労働者の在職者訓練ニーズの受け皿となれるよう、都道府県の意見を踏まえながら新たな制度設計及び必要な財源措置を講じること。

**８．障害者職業能力開発校の老朽化への対応**

国が設置し都道府県への委託により運営している障害者職業能力開発校は、多くの施設が開校から30年以上経過し、施設の老朽化対策が全国的に急務となっている。

国においては、都道府県の実情に応じて施設整備にかかる予算を計画的に配分しているところであり、大阪障害者職業能力開発校については、令和元年度から２年度にかけて昇降機や空調機の更新、照明のＬＥＤ化に向けた実施設計が進められていたが、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、以降は進展していない状況にある。

こうした中、大阪障害者職業能力開発校の管理訓練棟の昇降機は、故障により１基が使用停止中であり、残る１基にも同様の恐れが生じている。障がい者を対象とする施設として、全面使用停止となるような事態は避けなければならない。

障害者職業能力開発校の設置者は国であり、施設整備にかかる予算は国において措置されるのが前提であることから、障がいのある訓練生が安全で快適な環境により安心して職業訓練を受講することができるよう、必要な財源措置を早急に講じること。

**９．****採用選考におけるいわゆる「ＳＮＳ調査」への対応**

採用選考における、いわゆる「ＳＮＳ調査」については、社会的差別の原因となるおそれのある事項や思想及び信条等、収集してはならない個人情報を収集し、採用選考に使われた場合は就職差別につながることが懸念されるため、以下の対策を講じること。

（１）求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、「ＳＮＳ調査」における禁止事項等は法令等で定めること。

（２）ガイドライン等の策定に当たっては、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、法令等に基づき適切に対応すること。

（３）今年度、啓発を目的に開始された「公正な採用選考に係るアンケート調査」については、啓発だけではなく、企業等における今後の再発防止に活用できるよう、調査項目を検討すること。

（４）「ＳＮＳ調査」への注意喚起や啓発内容は、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、企業や求職者・学生に対し、啓発すること。

# **Ⅳ　国と地方の適正な役割分担**

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における

役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施す

るため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

## **１．ハローワークの地方公共団体への移管**

第６次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

## **２．運輸事業振興対策の推進**

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されている。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。